

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年7月12日(2012.7.12)

【公表番号】特表2008-525606(P2008-525606A)

【公表日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【年通号数】公開・登録公報2008-028

【出願番号】特願2007-548803(P2007-548803)

【国際特許分類】

C 0 9 B	44/06	(2006.01)
C 0 9 D	11/00	(2006.01)
C 0 9 J	11/06	(2006.01)
D 0 6 P	1/06	(2006.01)
D 0 6 P	3/52	(2006.01)
D 0 6 P	5/00	(2006.01)
B 4 1 M	5/00	(2006.01)
B 4 1 J	2/01	(2006.01)

【F I】

C 0 9 B	44/06	C S P
C 0 9 D	11/00	
C 0 9 J	11/06	
D 0 6 P	1/06	
D 0 6 P	3/52	E
D 0 6 P	5/00	1 1 1 A
B 4 1 M	5/00	E
B 4 1 J	3/04	1 0 1 Y

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年5月23日(2012.5.23)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

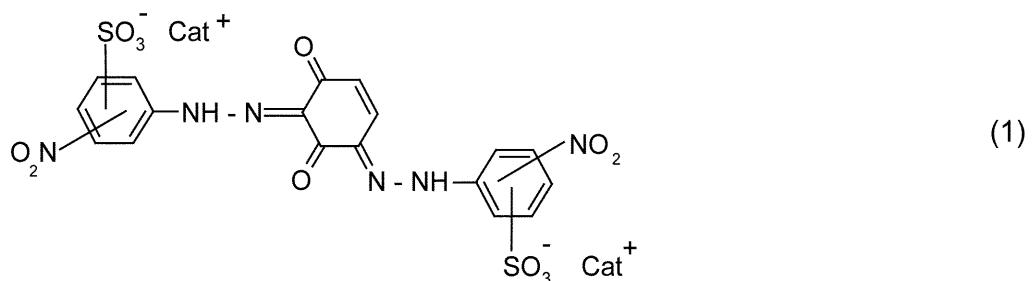
【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

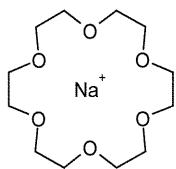
式(1)：

【化1】



[式中、Cat<sup>+</sup>は、18-クラウン-6Na<sup>+</sup>(式

【化9】



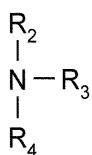
の化合物)、またはN(R<sub>5</sub>, R<sub>6</sub>, R<sub>7</sub>, R<sub>8</sub>) [R<sub>5</sub>~R<sub>8</sub>は、それぞれ互いに独立して、水素、C<sub>1</sub>~C<sub>16</sub>アルキルもしくはC<sub>1</sub>~C<sub>4</sub>アルコールである]である有機陽イオンである]

で示される染料。

【請求項2】

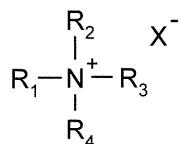
Cat<sup>+</sup>が式:

【化2】



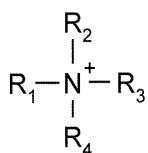
で示されるアミンのか、または式:

【化3】



で示されるアンモニウム化合物のアンモニウム陽イオン:

【化4】



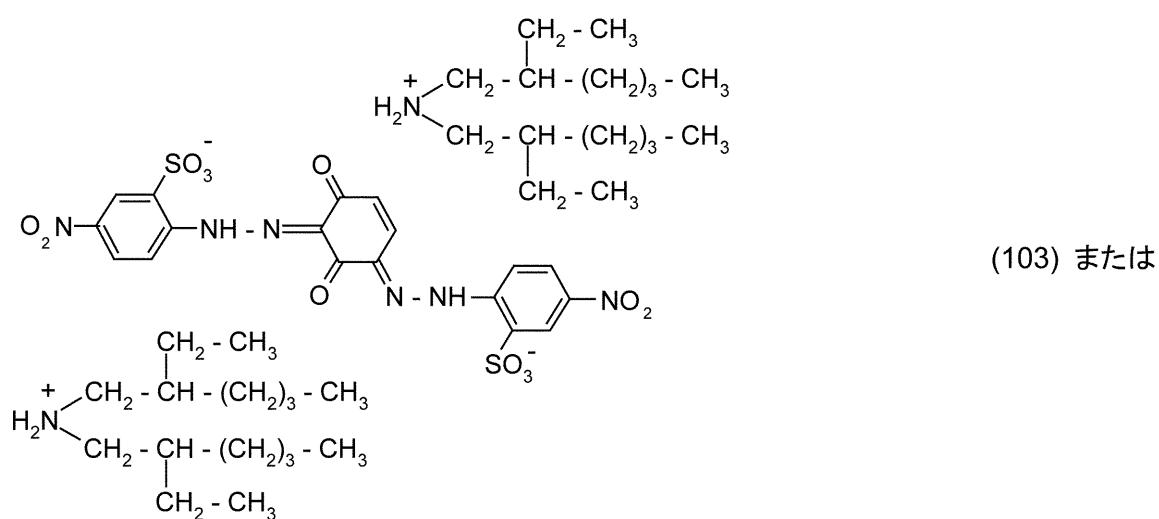
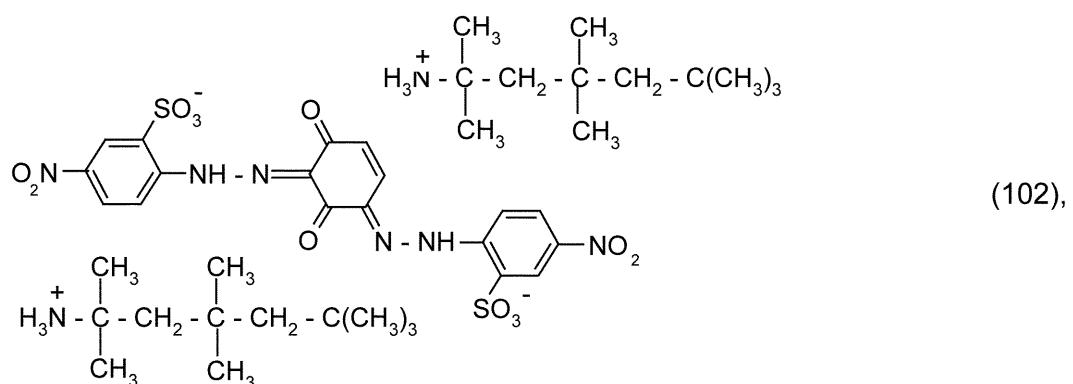
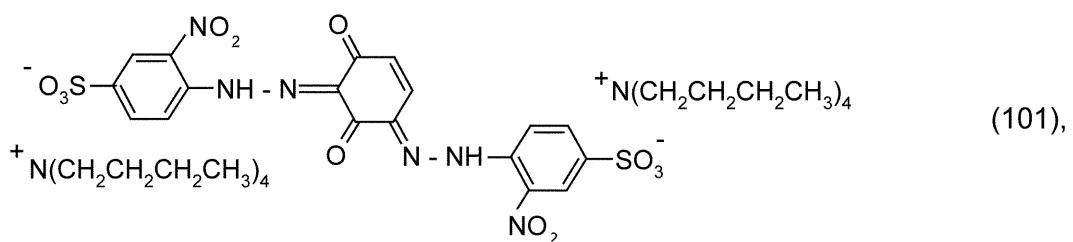
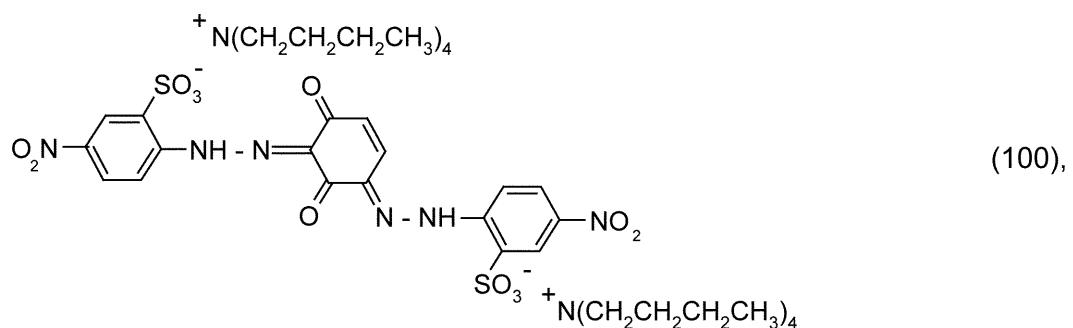
[式中、R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>、R<sub>3</sub>およびR<sub>4</sub>は、それぞれ互いに独立して、水素、あるいは非置換であるか、またはヒドロキシルもしくはアミノ置換され、場合により酸素原子で中断された、直鎖もしくは分枝鎖C<sub>2</sub>~C<sub>14</sub>アルキルであって、置換基R<sub>1</sub>~R<sub>4</sub>の少なくとも一つは、非置換であるか、またはヒドロキシルもしくはアミノ置換され、場合により酸素原子で中断された、直鎖もしくは分枝鎖C<sub>2</sub>~C<sub>14</sub>アルキルであり、Xは、ハロゲンまたは-OHである]

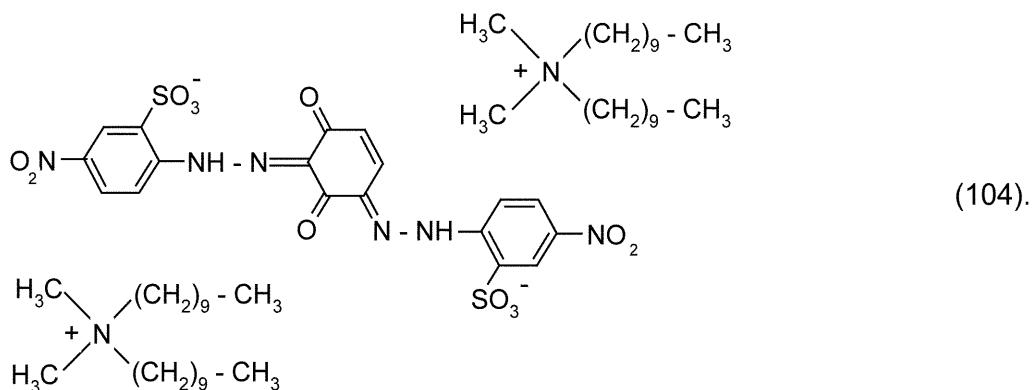
である、請求項1記載の染料。

【請求項3】

式(100)~(104):

【化5】



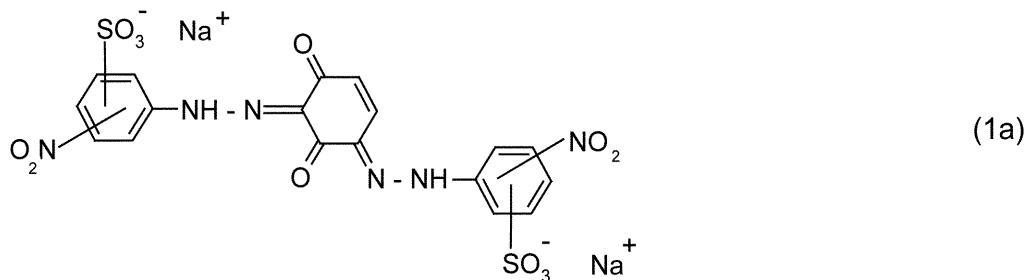


で示される、請求項 1 記載の染料。

**【請求項 4】**

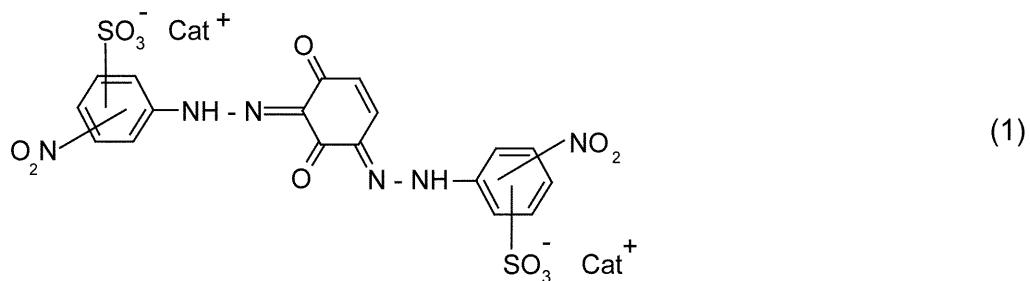
請求項 1 記載の式 (1) の染料を製造する方法であって、有機溶媒 / 水の媒体中で、式 (1a) :

**【化 6】**



で示される染料を、陽イオン  $\text{Cat}^+$  を含む有機アンモニウム化合物を用いて塩に変換して、式 (1) :

**【化 7】**



[ 式中、 $\text{Cat}^+$  は、請求項 1 記載の有機陽イオンである ]  
の染料を形成する工程を含む方法。

**【請求項 5】**

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項記載の式 (1) の染料を含むプリント用着色剤、プリント用ペーストまたはプリント用インク。

**【請求項 6】**

半合成または合成疎水性纖維材料を浸染もしくはプリントする方法であって、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の式 (1) の 1 種類またはそれ以上の染料を、該材料に塗布もしくは混和する工程を含む方法。

**【請求項 7】**

紙、プラスチックフィルムまたは金属箔に着色もしくはプリントする方法であって、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の式 (1) の染料 1 種類またはそれ以上を、該材料に塗

布もしくは混和する工程を含む方法。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の式(1)の染料の使用であって、半合成もしくは合成疎水性繊維材料、紙、プラスチックフィルムまたは金属箔の着色もしくはプリントの際の使用。

【請求項 9】

請求項 6 又は 7 に記載の方法あるいは請求項 8 に記載の 使用によって着色またはプリントされた材料。

【請求項 10】

インクジェットプリンターにおける請求項 5 記載のプリント用インクの使用。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0039

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0039】

本発明による染料は、使用前に染料調合物へと転換するのが好都合である。そのためには、染料を、その粒径が平均して 0.1 ~ 10 ミクロン(μm)になるように粉碎する。粉碎は、分散剤の存在下で実施することができる。たとえば、乾燥した染料は、分散剤とともに粉碎するか、または分散剤とともにペースト形態に捏和し、次いで減圧下でか、または噴霧によって乾燥する。そうして得られた調合物は、水を加えた後に、プリント用着色剤またはプリント用ペーストを製造するのに用いることができる。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0040

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0040】

本発明は、プリント用着色剤またはプリント用ペーストの製造の際の本発明による染料の、場合によりその他の染料とも併せての使用はもとより、得られたプリント用着色剤またはプリント用ペーストにも関するものである。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0041】

プリント用着色剤またはプリント用ペーストに加えるべき染料の量は、望みの色の濃さに依存し；概して、プリントしようとする材料を基準にして 0.01 ~ 1.5 重量%、特に 0.02 ~ 1.0 重量% の量が適切であると判明している。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0043

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0043】

プリント用ペーストは、望みであれば、酸供与体、たとえばブチロラクトンまたはリン酸水素ナトリウム、防腐剤、金属イオン封鎖剤、乳化剤、有機溶媒、たとえばアルコール、エステル、トルエンおよびキシレン、結合剤、たとえばニトロセルロースおよびビニル共重合体、柔軟剤、たとえばクエン酸、酸化剤、脱気剤、光安定剤およびUV 安定剤も含

む。

【誤訳訂正 6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0044

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0044】

プリントするには、プリント用ペーストを、プリントしようとする材料の表面全体か、またはその一部に直接塗布し、慣用的種類のプリント機、たとえばフレキソプリント／インタリオプリント機、オフセットプリント機、輪転機または平版プリント機を用いるのが好都合である。本発明によるプリント用ペーストは、転写プリントにも適切である。